

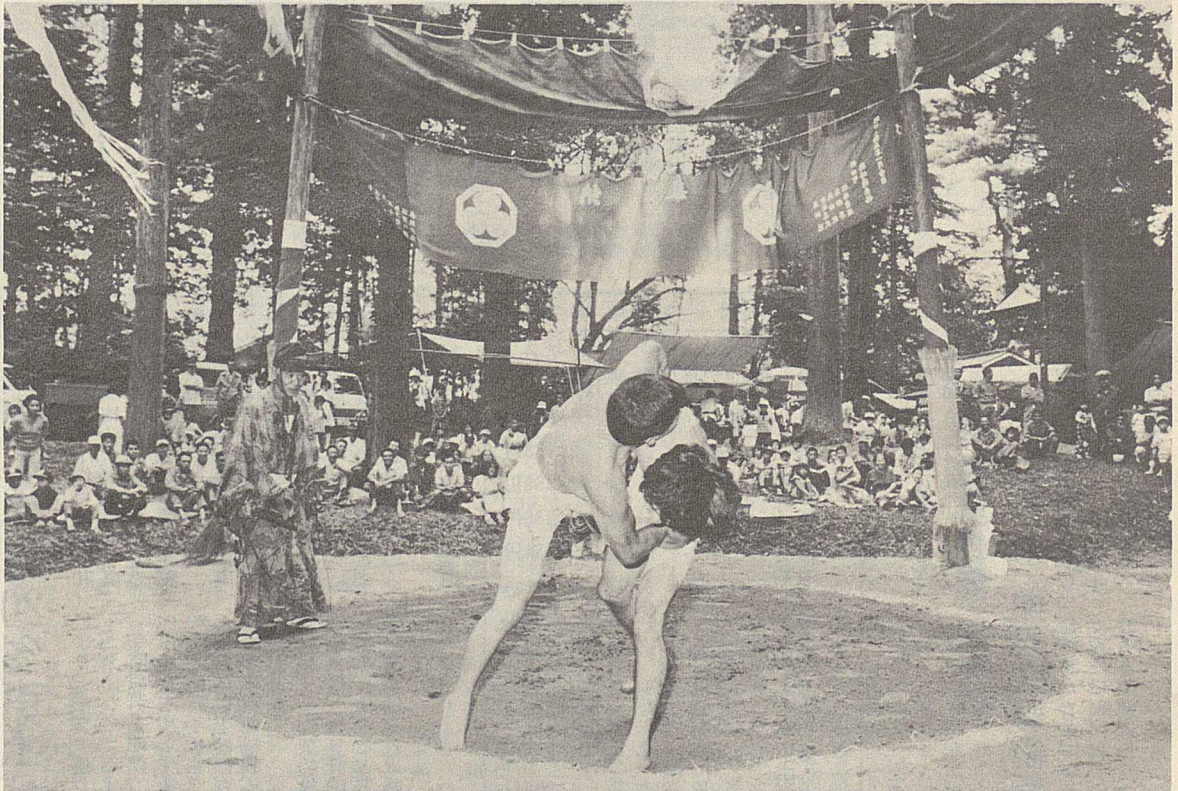
きたうら

村の人口と世帯

昭和51年7月末日住民基本台帳調

		前月比
世帯数	2,503	減 1
人口	11,232	増 18
男	5,577	減 3
女	5,655	減 15

昭和51年8月30日発行 第184号 発行と編集 茨城県行方郡北浦村役場 ☎ 02915-2111



- 8月25日は化蘇沼稻荷の祭礼の日です。
- この祭礼には、奉納相撲が行なわれ、今年もまた、若者のぶつかり合う姿が見られました。(写真)
- 巫女舞や演芸などの催し物と、昔ながらの出店が、お祭り気分をいっそう盛り上げてくれます。
- 各部落の輪番制により運営されており、数少ない村内の祭りのなかで、なかなかのにぎわいを見せています。



臨時会

要小軀体工事・給食センター
廃水処理工事などを可決

村議会臨時会（第六回）が、八月二十三日行なわれました。今回は、小貫一七七号線の舗装工事のための専決処分と工事請負契約、要小の第二期工事（軀体）の請負契約、そして給食センターの廃水処理設備の工事請負契約が原案どおり可決されました。

■報告第4号

専決処分の承認を求めることについて
基地周辺整備事業小貫一七七号線（北原線）の事業費の変更についての専決処分をしたもので、報告し、承認を得ました。
これで一般会計の歳入歳出予算総額は、十三億一千六百五十四万四千円になりました。
歳出は、工事請負費とこれに伴う旅費などです。

■議案第26号

基地周辺整備事業小貫一七七号線舗装工事請負契約の締結について
八月十九日に指名競争入札を行った基地周辺整備事業小貫一七七号線舗装工事の請負契約を、原案どおり可決されました。
契約金額 千二百九十五万五千円
契約先 伊東建設株式会社

■議案第27号

北浦村立要小学校防音改築軀体工事請負契約の締結について
要小学校防音改築軀体工事の請負契約を、八月十九日に指名競争入札で行い、原案どおり可決されました。
契約金額 四千二百二十七万円
契約先 日立市幸町
株式会社山形工務店

■議案第28号

北浦村立学校給食センター廃水処理設備新設工事請負契約の締結について
学校給食センターの廃水を処理するために、処理設備を新設することになり、可決されました。
契約金額 千二百三十万円
契約先 東京都世田谷区
日本フイルコン株式会社

統制小作料20%引上げ

従来からの統制小作料は、昭和四十五年の農地法の改正により廃止されました。そして、これに代わって、農業委員会が標準小作料を定めています。
しかし、統制小作料を一挙に廃止することは、小作料者に対して大きな影響を与えることになりました。四十五年十月一日時点で、すでに賃借権が設定されている小作料については、五十五年九月三十日までの十年間は、この旧法を用いることとしています。

小作料については、経済的事情により、必要に応じて検討を加えることになっています。
今回の引上げは、四十九年の米の生産費を用いて改定を行ったもので、現行小作料より約二十パーセントの引上げになっています。
なお、小作契約書の小作料改定手続きは、後日計画ができれば連絡します。五十一年度の小作料支払はそれ以降にお願いします。

畑の部			田の部		
10	アール	当りの額	10	アール	当りの額
1	級	2,604円	1	級	6,826円
2	級	2,488円	2	級	6,533円
3	級	2,368円	3	級	6,245円
4	級	2,250円	4	級	5,952円
5	級	2,134円	5	級	5,664円
6	級	2,016円	6	級	5,371円
7	級	1,896円	7	級	5,083円
8	級	1,780円	8	級	4,790円
9	級	1,662円	9	級	4,502円
10	級	1,542円	10	級	4,210円
11	級	1,426円	11	級	3,922円
12	級	1,308円	12	級	3,629円
13	級	1,188円	13	級	3,341円
14	級	1,072円	14	級	3,048円
15	級	954円	15	級	2,760円

「県政」を
あなたの目で
県では、みなさんの目で県政を見ていただき、積極的に意見を述べてもらおうと、今年も「県政教室」を実施することになりました。県内の産業科学や社会福祉施設、自然資源を見学します。また、バスの中では、県政についての話しなどをします。
二回行いますので、希望する日をつぎの要領で申し込んでください。

参加者資格

十八才以上の県内居住者

募集人数

各五十人

利用交通機関

バス

参加申込

官製ハガキに住所・氏名・年令性別・職業を記入して、鹿島郡
鉦田町鉦田 鹿行地方総合事務
所総務課へ
申込は、実施日の二週間前まで
（昼食は、各自用意してください）

開催日とコース日程

○第一回 十月七日
鉦田合同庁舎（九時発）→交通
管制センター→消費生活センタ
ー→公害技術センター→鉦田合
同庁舎（四時着）
○第二回 十一月十一日
鉦田合同庁舎（九時着）→笠松
スポーツセンター→原子力研究
所→水産試験場→鉦田合同庁舎
（四時着）

九月から
村長職務代理を設置
助役河野晴雲氏を

村長は、病氣療養のため、休んでいました。
この九月一日より、村長に代って職務を代理する「村長職務代理者」を置くことになりました。
村長職務代理者には、助役の河野晴雲氏があたります。

村議会

六月に行なわれました、村議会定例会における一般質問の要旨を収録したものです。

国土利用計画、
農振法等と村振
興策について

野原広議員
村振興計画設定の見直しという
ことでありますが、村振興計画は昭和五十一年度の予算編成には間に合わないということで、今年の一月十九日議会協議会におきまして、昭和五十一年度の重点事業の説明を受けまして、これにもとづいて予算編成が行われたと思えます。

振興計画につきましては、諸般にわたることと思いますが、今回は、土地利用計画の農振興計画について、村当局がどのような考えをもっているか、うかがいます。
まず、県が二月一日に実施した農業センサスの調査によれば、農家人口は過去五年間に一万二千戸も減ってしまった反面、一農家当りの経営耕地面積が大型化してきている、こう発表しております。
そして、総農家戸数は、十八万一千七十四戸でしたが、これは四十五年の調査に比べまして、たいへん六・二パーセント減っております。とくに精農家の減少が著しいということに発表しております。本村においては、どのような

とらえ方をしているか、最初にうかがいます。

助役 たいへん、おっしゃられた通り、土地利用計画については県の方針におきまして、五十年を基点として、六十年までには十二万ヘクタールを目標としておきましてあります。
なお、県におきましては、まだ計画が樹立されていないわけでありまして、県の計画が樹立されてから村の計画を樹立しようということでございます。

なお、詳細については調査企画室長をして説明いたさせます。
調査企画室長 昭和四十五年と五十年の推移ということですが、総農家数からいいますと、四十五年の総農家数が一千八百二十五戸、それから五十年の総農家数が一千七百八十五戸ですから四十戸の減少でございます。
これを農業別に見ますと、専業農家は昭和四十五年は八百九十六戸で、農家数の四十九・一％が専業農家である。それから五十年には七百一戸ですから、百九十五戸の減少でその割合は総農家数からみて三十九・三パーセント。それから第一種兼業農家が四十五年が五百三十六戸で二十九・四パーセント、五十年が五百二十九戸で二十九・六パーセント、次に第二種兼業農家が四十五年三百九十三戸で二十一・五パーセント、五十年には五百五十五戸と増加いたしまして三十一・一パーセントであります。

野原広議員
次に、ことしの四月十三日の閣議で農業白書が発表されております。この中で次の三つについて提示しているわけでありまして、これは、農業総生産の拡大というところでございまして、次に、農産物価格安定のための需給調整機能の強化と価格政策の充実と三つめに中核的にならない手の育成として農業生産の組織化の推進ということが重要な課題だとしています。
地域の現状に即した農業、農村の再建姿勢を強調している点は、非常に見直されたという点ではないかと思えます。
数字的なことについては、省きますけれども、大、小農家に極端な両極分化が進みつつあるということが非常に強くうたわれているように思えます。
そして、再編成の必要性ということも強調されているように思えます。このような動きの中で、中規模農家は安定経済成長の下では、転業化による対応の道を迫られつつある中で、農業で所得を確保する以外には道はなくなりつつあるように思えます。今こそ、農業構造改善の気運が熟している際と聞き取れるようにすることが、今後の農政の課題であるとされていますが、このような農業白書をとらえての当局の考えをおうかがいしたいと思います。

産業課長

農業白書に関連しての、今後の村の農政のあり方というところでありますが、私事務を推進する立場といたしまして、農業白書なるものについても具体的な事例を承知しております。過去の農業白書の中でも、どちらかと申しますと、作文的な内容が多分に見受けられ、その中にう

たわれている中で、村でどうしようという具体的なもので、まだつめておりません。

どれを取上げてみても、当然、小規模農家の生活うんぬんとか、農業後継者のない手の確保対策とかいうようなことがうたわれておまして、北浦村といたしましては、当然のことながら、直接農業白書に書いてあることの関連事業ではありせんけれども、今後そういった集団を育成しながら、中核的なない手の育成と合わせ、中小農家が生活できるような施策を考えていきたいと思えます。

野原広議員

また、農林省が五月八日付けで自立経営農家の意識調査というところで、全国一万戸を無作為に調査したものだそうですが、これは、自主経営農家の経営主と後継者に對する意識調査ということで発表されております。それによりまして、経営主の今後の経営構想はどうかの作物の組み合わせの複合経営方式による、経営方式の拡大ということに非常に意欲をもやしているということがあります。農業だけで、他の勤労者なみの所得を目ざしているという、また、八十五パーセント以上が農業後継者確保に問題はないと答えています。農林省は、調査結果から、農家の自立経営の意識を高めたというそう受取っているわけでありまして、この双方、実に不安定な中規模農家の自立経営化を誘導することになっている。こうした点につきまして、本村の場合に当てはめてみて、どのようなお考えにあるか、うかがいます。

助役 これも、まだ計画がたつておりませんので、よく研究いたしまして、後日、計画をねりまして、お答えをしたいと思います。

野原広議員
次に、国土利用計画法にもとづく全国計画が五月十八日の閣議で決定されたわけでありまして、これを受けて、都道府県、市町村、それぞれすべての利用計画が策定されているわけでありまして、詳細については、まだ流れて来ないかもしれませんが、あまりくわしくなくても結構でございますが、基本構想、それから利用についての目標面積、目標達成についての措置とか、そういった点についてうかがいます。

助役 この点については、農業を優先的に考えまして、土地利用計画をつくりたいと思えます。
なお、詳細については、調査企画室長より説明いたさせます。
調査企画室長 ご質問の国土利用計画と申しますのは、十五パーセント程度のものです。この中で、農地をみてみますと、農地を十二万ヘクタール程度増反をするというところで、このうち三大都市圏では十二万ヘクタール程度の農地を減少し地方圏においては二十四万ヘクタールの農地をふやすわけでありまして、これは森林面積とか原野をへらすわけでありまして、国土利用計画は、五十一年に県計画がたてられ、県計画がたちまるとともに国の計画と打合せをしまして、県の計画と国の計画を調整しまして、国の全国計画が変わってきます。

それから、市町村計画は、県の指導としては五十二年に行われ

るようであります。この計画は、義務づけられているものではありませんが、村では、現在振興計画の基礎調査を完了いたしましたので、これから基本構想に入るわけでありますから、村の振興計画が完成しましてから、土地利用計画に入りたいと思います。

そこで、それに関連することでありますが、六月二十日の新聞で遊休土地の現地調査を来月実施するということが、これをすでにやっているという話も聞きます。この遊休土地の認定の要領がどのようなもので示されているか、うかがいます。

調査企画室長 この遊休土地利用についての調査は、昨年のうちに県の方へ提出してあるわけでありまして、私どもが調査した際の遊休土地というのは、全く作物もなく荒蕪地となっているようなものが対象となりました。

本村では、ゴルフ場の予定地として何十町歩も購入してありますが、こういうふうに、現在計画なか、あるいはそれが進められている土地は、その土地が遊んでおつても、遊休土地としてはみえないというわけであります。

野原広議員
いろいろなさきほどからご質問したわけでありますが、この土地利用計画については、農業委員会あたりでも、米の生産調整などによって荒れている土地が二百何筆とかあるということで、調べがついているようですが、そうした遊んでいる土地は国の施策によってそうした状態になってしまったわけですから、この遊休土地の調査と

いうことでなくていいわゆる、国土利用計画の中でそういうことを改善するというようなことを改める、これについては当然費用がかかるわけですから、これについての補助対策を国県に対しての要望がありましたらうかがいます。

産業課長 現時点で、遊休土地についての対策については、農業委員会において諮問いたしまして調査が行われています。今後これらの有効利用を増進しなければならぬというふうに考えています。現時点で、国なり県なりに対して要望等はありません。

野原広議員

いろいろなことを申し上げましたけれども、いづれにいたしましても、急速にvarietyつある農業の制度の中で、今後振興計画を立てるに当りましては、国土利用計画と農振法とのかね合いをもちながら、有効適切な計画を立てることを要望いたしまして、振興計画に対しては終わりたいと思います。

旧村道敷の払い下げについて

野原広議員
次に、村有財産の管理状況ということでありますが、これは大きな意味のことでではなく、例えば、長栄開拓地内にあるように、旧村道が斜めに走っていたのが、畑になってしまつて、別に新道ができていたということですが、これが地籍調査において村道として残してあるというようなことであります。

上水道設置に

これは、玉造町もやっています。また銚田町もやっております。ですから公用廃止ができないということがありましたが、その理由はないと思いますので、検討していただきたいと思います。

道路を改良して、旧道がそのままになつていくというところがどのくらい残っているか、うかがいます。

総務課長 道路の管理関係でありますので、建設課においてやっていますが、そうした面積についてはわかっていません。

建設課長 道路については、現在、畑になつているところが何ヶ所あるようですが、村の土地であるものと、田内務省の土地もあると、その面積は出しておりません。

野原広議員
これは、面積は出していいということですが、それでは放任するということだと思えます。よその町村では、これを払い下げて利用させているというのを聞いています。北浦村だけができないというのへん、どないと思いますので、そのへん、どのようになっているか、うかがいます。

助役 村道の払い下げについては、手続きもめんどうだということ

とで全然やっていないのが現状であります。他の町村でやっているところがあるとすれば、その町村をお聞かせいただきたいと思います。

野原広議員
これは、玉造町もやっています
また銚田町もやっております。で
すから公用廃止ができないとい
うことがありましたが、その理由
はないと思いますので、検討して
いただきたいと思います。

辺田直義議員

第一点の上水道設置についてありますが、本村においては最近までそれほど関心がよせられませんでした。この数年、セリルの栽培面積がふえまして、地下水を多量に必要とするため、地下水が急激に低下したわけであります。そのため、家庭用水が困っている状況であります。

こうした事態に対処するため、執行部はどのような対策をもっているか、うかがいます。

なお、玉造町においては全町にわたって水道事業をやっているような話もありますので、村でもそのような計画をなされてはどうでしょうか。

助役 上水道につきましては、五千人以上が上水道、それ未満のものも簡易水道でありまして、玉造町で実施しておりますのは、簡易水道であります。

簡易水道には、国の補助が四十パーセント、県の補助が財政力の低い町村におきましては六パーセント、起債が補助残の七十五パーセントあるようであります。

施設費は一戸平均約六万円、そのほか工事費として四万円、計一戸平均約十万円ぐらゐ必要だそうであります。

このように、非常なお金がかかるわけであります、今年から振興計画を作成するわけでございますのでその中で検討して行きたいと思います。

辺田直義議員

ただいまの答弁によりますと、今後の振興計画により立てて行くという話であります、我々議会

戸平均約十万円ぐらい必要だそう
であります。

このように、非常なお金がかかる
わけでありまして、今年から振興
計画を作成するわけでございます
のでその中で検討して行きたいと
思います。

辺田直義議員
ただいまの答弁によりますと、
今後の振興計画により立てて行く
という話であります、我々議会

の中におきましても、上水道について他町村をある程度研究調査しまして、いろいろやっていた方がよいのではないかと思うわけですが、執行部の方かと思しましては振興計画でやるのか、また、議会の方でもある程度調査してほしいという考えがあるかどうか、うかがいます。

助役 議会の調査は大いに結構であります

ゴルフ場計画の
進行状況に
ついて

次に、ゴルフ場の進行状況については、四年ほど前から土地買収が進められているわけですが、現在にいたってもまだ実現がなされていないようです。その進行状況については、どのようになっているか、おたずねいたします。

このままの状態ですと、建設が危ぶまれるように見受けられますので、今後、村の執行部としては何らかその方向づけがあるかどうか、うかがいます。

助役　ゴルフ場問題につきましては、ご指摘のとおり、だいぶ長くなり、私ども心配しておったわけでありますが、資金ぐりがたかないために伸び伸びになってしまったというわけでありまして、その目途もついたので、今後実施するようなお話でございます。

詳細は、調査企画室長から答弁させます。

調査企画室長　ゴルフ場問題につきましては、実は、私どもも、遅れておりますので心配しておったわけですが、四十八年に事前審査を受けて、進められています、その後さっぱり進んでいない状況であります。

実は、また新聞紙上でもいろいろ報ぜられたこともありまして、心配をいたしましたので、会社の山崎部長を呼びまして事情を聴取をしたわけですが、県の方からも遅れているので、承認を取消すということもあつたそうですが、私どもの方で聴取したところによりまして、助役の方からもお話がありましたように、実体は資金繰りのため進んでいなかったというのが実際のようにあります。

また、景気浮揚対策もとられているようではありますが、こうしたレジャー施設等についてはまだ金融がゆるめられていないという点と、なかなか銀行から資金が出るといえないこととで、それだからといって、そのままにしておくわけにはゆきませんので、実業の方といたしましては、あるゴルフ関係の会社と相談いたしまして話がまとまりまして、こゝ一週間ぐらいいく契約ができるようで、それによつて資金ができる見通しがついたたので、予定いたしましたのは、七月になりましたら、更に買収を進め

て、少なくとも今年いっぱいには設計承認申請の認可を受けるようなことで進んでいるということではが非でもゴルフ場をやりぬくというのが会社の説明であります。

辺田直義議員

そうしますと、間違ひなく建設されるといふことは、はつきりし

たわけですか。
調査企画室長 会社側の説明では、そのようなことで、強力に進めますということであります。

武田川、山田川
上流の土地改良
事業について

中村德行議員

事業も、着々と進行をみているようでもあります。これに関連しては、武田川、山田川沿岸は、本村の穀倉地帯であります。そしてその地帯をみますと、とくに武田川沿いの方は湿田が多くてかなり深い田んぼもあるようです。それに河川が曲り、こねて、しかも狭であり、このままの大雨によりましては相当の被害をこうむっている状況であります。それに対して村当局においても措置を講じたようでありますが、稲が相当腐つてしまい、植なおしている現状であります。これに對しまして、本村において武田川、山田川、その他のところにおきまして土地改良事業をやる計画があるかどうか、うかがいます。

助役 ただいま湖岸を中心とした土地改良事業を進めている状況であります。お話に聞きますとこれも仲々容易でない状況でありますので、当然これが完了するまでは相当の月日が必要だと思います。

老人センター

経営悪化の

原因について

ありますが、これは累積赤字か、千万円になったということでありませんが、この赤字は帳簿上どのようまして埋めて来たか、また管理者として、経理上で何か福祉を加味したものであるのか赤字が出てもし方ないということであれば、これもサービスでありますから、よいわけですが、現状から判断すると、あまり喜ばれた状況でもないと思われるます。

私は管理面の上で、この赤字が生じたのではないかと考えるわけですが、赤字の原因としてどのようなことをお考えですか。

また、この前の協議会で話のあった再建計画ができていますのかどうか、うかがいます。

収入役 老人センター負担金として当村がなせ五百万を負担する必要がありますかと申しますと、こ

これは都で一千万円を負担することになったわけですが、これは業者への未払いが累積いたしまして、現在の売上げでとういて支払いができないような状態になったわけであります。そして、セクターの今後の運営に支障をきたす状況になったからであります。

これはどういふ原因で、このよ
うな経営状態になつたかと申しま
す、まず町村の分賦金が、開設
当時は年六、八〇八千円ですが、
これが昭和四十四年に半分に減ら
され、三、四〇四千円になり、さ
らには、地代が当初は五十万円だ

ったものが今は約七十万円となつたこと、それに当初の運営資金がゼロであつたことなどがあげられます。仕入れ先の業者から借りて運営をして来たわけで、結論的には、スタート当時の資本不足が現

ったものが今は約七十万円となつたこと、それに当初の運営資金がゼロであつたことなどがあげられます。仕入れ先の業者から借りて運営をして来たわけで、結論的には、スタート当時の資本不足が現

うことがいえるかと思ひます。それから、人件費の問題であります。収益と人件費の比率をみてみますと、四十五年度は九百九十一万円の収益に対し二・三パーセントだったものが、四十六年度には三四・三パーセント、四十九年度には四八・二パーセント、五十年年度には五六・八パーセントというように、利用者の減と人件費の増加によって収益と人件費のバランスがくずれて来たことといえます。

この未払いが赤字なのかどうかという点ですが、償還金は未納もなく払っており、財産としての建物もあり、これらを全部精算しても赤字とはいえないと思ひます。資産については、五十一年三月末で七、〇三九万円の資産があるわけですから、ただ、運営上支払いができないということでありま

す。

内田文雄議員
そうしますと、昭和四十五年の三月三十一日から未払いがではじめ、その累積がこういう結果になったということですか。

収入役 未払いは、それ以前からあったわけでありま。

内田文雄議員
そうしますと、その未払い金はどのような形でセンター議会では処理していたのですか。

収入役 当初の運営資金はゼロということですから、未払いは当初からあったわけですね。

内田文雄議員
そうしますと、ことし村で五百万円やっても、また来年も五百万円ぐらい足りなくなるといふことで、毎年毎年どこからか負担して

家庭が、早く医療福祉の措置をとってくださるよう要望するものですが、いかがですか。

助役 母子家庭の医療費の問題につきましても、県において、試案ができ、十月頃には実施される見通しになっております。

し尿処理の問題について

阿須間利政議員

次に、し尿処理の問題であります。当面の対策について、質問したいと思ひます。

これは、村内にありました投棄場を閉鎖したことによって、業者の方から、村内の公共機関のし尿だけは村において処理しないといふことで、今日大きな問題となつていたわけでありま。過日の協議会においては、村と業者において十分協議した結果、本村は農村地帯であるから、公共機関の分は投棄でなく畑地とか山林等の地力の増進といふことで処理すれば心配ありませんといふことでありましたが、長い溝を掘ってそこへ薬剤を散布する。そこへし尿を散布する。そしてその上に石灰を散布してから覆土をする。後は悪臭もハエも発生しないといふまことに一石二鳥的な方法であります。が、産業廃棄物やゴミがそこに投棄されたり、豚のふん尿処理場などに利用されるのではないかと、うことが恐れられ、今度は村が責任をもつて処理しますといふことを真げんに説明してもなかなか

問題は、三つの河川の川中拡張の問題であります。それと北浦湖岸堤に建設する堤防であります。そのために、それだけの機関で設計された設計による、公共減歩が、一四・三パーセントから一四・五パーセントぐらになるように聞いています。

ほ場整備事業にからむ諸問題について

阿須間利政議員

第一番目は、ほ場整備事業に連る川中の拡張、築堤及び県道の問題であります。

ほ場整備事業も第二年度に入りまして、国の補助もつきまして、三和第二機場の耕地四十二町歩がことし十月から冬にかけて工事がされるわけでありまして、その基本でありました地籍調査の問題でいろいろ難航したものでありま。その補助もつけ、円滑に事業を推進するといふことは、まことに当を得た問題であります。今後工事を進めるに当って、その

理解がただけでない、しかもし尿を村が責任をもつてやるんだ、あるいはまた、議員とか区長さんが場所探しに協力するといふことになるとますます反対が強くなるというのが現状であります。

そこで、業者に委託して溝式覆土法により処理できないものかどうかが、これは、一ヶ所へ全部公共機関のものをやるのではなく、これを何ヶ所かに分けてやるかなど村がやるのではなく、個人的な関係でできるようなことを考えてはどうかと思ひますが、おたずねいたします。

助役 この問題につきましてもは議員の皆さんからも、いろいろご心配やお骨折りをいただいているわけでありま。とくに阿須間議員さんには、今回お骨折りをいただきまして、ごぞんじのとおり、地主の承諾を受けて実施する段階までいったわけ、執行部といひまして、補正予算まで組んで皆さんにご審議いただいているわけでありま。一部に反対があつて、執行部でもちゅうちょしている状況であります。

そういうわけでございますので、どこへ行っても一人や二人の反対があれば、なかなか実施できないのが現状でございます。ただいま、業者が委託してというご提案がありま。現在、別な方法でできる見通しもあり、これはまだ問題もありま。公表は差し控えたいと思ひます。

それが決まりましたから、時間をかけて、今後の対策について検討したいと思ひます。

問題となるのは、三つの河川の川中拡張の問題であります。それと北浦湖岸堤に建設する堤防であります。そのために、それだけの機関で設計された設計による、公共減歩が、一四・三パーセントから一四・五パーセントぐらになるように聞いています。

小規模な農地盤整備事業の補助策について

原一二三議員

現在、畑地はもうろんで、各地で小規模な盤整備事業が行われているようでありま。

例えば、県道により寸断された田んぼとか、その他いろいろな面で、一人一人が盤整備に努力している姿が見受けられるようになって、村としては、どのような指導をするか、あるいは援助をするか、うかがいます。

こういうような、小規模な土地改良といふのは、例えば農村工業導入促進法にもとづく小規模な盤整備であるとか、農地合理化の問題であるとか、その他特別の事業といふものを聞きしたわけでありま。そういうものを取入れて実施したならば、あるいは非常に受益者に有利になるのではないかとと思ひます。

この小規模な盤整備に対し、産業課のご意見ならびに企画室におたずねいたします。

産業課長 個人的に実施されております盤整備的な事業があるようでありま。従来村としては、共同施行といふことで行われなかつ、県等の助成の対象にならないものについては、それなりの助成をしてまいつた経過がございます。

今後におきましても、団体営な

るよう、具体的計画をとってもらっているようでありま。

したがいまして、こうした河川中、築堤工事につきましても、早急につめて、換地事務がスムーズにゆくようにしなければならぬといふことで作業を進めているようでありま。

なお、県道改修のことにつきましては、ほ場整備事業に関連して当初からの計画でないために、農家の方が土地が減るといふことに神経質になっている関係上、具体的に取組んでいないように考えま。

阿須間利政議員
ただいま、川中、築堤のことが最終的に承認されていないといふことですが、最初、部落座談会においては、減歩率は七・八パーセントといふことで、関係者は最高にみても十パーセントぐらといふことで、これは承諾したてであります。が、だんだんとやつてい

うちに、現在の設計をみると一四・三・一四・五パーセントといふことで、二百八十七ヘクタールのうち、つづれ地が約四十ヘクタールぐらになり、減歩率七パーセントにくらべ約一八ヘクタール増加することになります。反当七倍とみて一千二百六十万、金額にして一千九百六十万円の減収となります。この中で、この点をよくご理解いただきまして、さらにこの問題を土地改良区の問題としてまかせるといふことでなく、この川といふのは、土地改良区だけの問題ではなく、あくまで公共的なものであるといふことを認識され土地改良といふ美名の下にこの大きな犠牲をしいるということ

は重大なことであると思ひます。

母子家庭の医療費公費負担について

阿須間利政議員

次に母子家庭の医療費負担の問題であります。医療福祉は、老人、重度心身障害者、乳児と支給されていいますが、母子家庭だけが今日に残されている現況でございます。

この不況の中で福祉の見直しといふことがいわれていますが、財政的には、村財政を圧迫するほどのことでもないと思ひますが、事務的には、いろいろ複雑をきたすことを思ひます。県においても、十月を目途に実施するといふことで作業が進められているといふことがありますが、本村においても、人間愛を発揮されまして、十八才未満の子どもをかかえる母子

業課と企画室の関連とか、あるいは産業課と建設課の関連など、非常に多いわけでありま。例えば、今回の補正でもあるように、主幹道路が取上げられるのを、起点と終点は該当しないという例が小貴の道路においてもあります。そういう場合に、なぜ、建設課と産業課が事前に協議をなされないで事業を行う結果、へびがかえるを飲んだような道路ができるという状況ができていくわけでありま。

そういうことで、関連ある事業に対しては、各課の密接な事前協議が必要であるといふことを、どのように考えるか、うかがいます。

総務課長 村では、月に一回庁議を行っています。今回の補正予算においても、主管課の合議を受けて予算編成しております。こうした重要事業についても、庁議等におきまして、協議をし進めている状況であります。

児童館の補助について

横瀬三郎議員

東長町の児童館建設補助についてうかがいます。

この補助金をもらうことによつて、使用関係において、何らかの規制を受けるか、うかがいます。

住民課長 とくに制限をしておりません。いづれにしても、児童の健全育成のために利用していただければよいわけで、遊休時には、その他の目的に利用しても差しつかえありません。

横瀬三郎議員

次に、村のいろいろな事業に産

道路改良における各課の事前協議について

原一二三議員

次に、村のいろいろな事業に産

次に、村のいろいろな事業に産

補助金は、いつごろ交付されるか。
住民課長 来年四月ごろになる
と思います。

要公民館フェン ス工事業者の 選定について

横瀬三郎議員
要公民館のフェンス工事について、業者の選定はどのようにしているか、うかがいます。
公民館長 この件については、村財務規則によりまして、三十万円以上の工事でありまして、競争入札をいたしました。

幼稚園の補修 ならびに改築 について

横瀬三郎議員
次に、幼稚園の基礎補修工事についてであります。私近くなので、たまたまうかがいまして基礎をみたのですが、そのコンクリートがさわつてみると、つまんでちぎれるような状況です。それから古い校舎についてみたのですが、一番西側の校舎が地震になりますと横に振れるのでなく、ねじれて

助役 この問題につきましては仮契約は結びましたが、本契約は結ばなかったわけでありまして、結局うねを立て、肥料をやつて、落花生をまきはじめたわけで、それを無理に貸してもらいたいということでも申し込んだわけで、そこで時期がずれてしまったわけであり

ます。そのために、六万円を補償費として払おうとするものであります。
横瀬三郎議員
この点につきまして、反対者に対して説得が足りないのではないのかと思ひますが、その努力はしたのですか。

助役 私の方では、説得のしようがなかったように思ひます。地元南高岡で会合を開いてもらったわけですが、来ながら「黄色い公害は絶対反対だ」というわけで、話し合いの余地なしで、説得できる段階ではなく、あきらめたわけであり

ます。

し尿処理契約 解除補償金 について

横瀬三郎議員
次に、し尿処理契約解除補償金のごとであります。この件について、契約の時点において反対者があつたけれども、それを納得のうで契約して解除して補償金をやるのかどうか、うかがいます。



人権擁護委員に 根崎 和 一さん

人権擁護委員の職務は、自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝をなすこと。

一 自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝をなすこと。
二 民間における人権擁護運動の助長に努めること。
三 人権侵害事件につき、その救済のため調査及び情報の収集をなし法務大臣へ報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。

四 貧困者に対し訴訟援助、その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。
五 その他他人の擁護に努めることとなつています。

人権擁護委員
倉川光輝
内宿九七六
行戸七七〇 根崎和一

訂

正

先月号(七月二十日発行 第一八三号)で、一部内容の誤りがありましたので、お詫びし、訂正いたします。

・二ページ上段の報告第3号に係る内容で、資産割 百分の三十・三は百分の三十・〇三
・同ページ四段目の中学校費 外部軒先まわり改修工事 一万二千円は千二百万円
同じく道路指導研究補助・他は進路指導研究補助・他とします。

浄化槽を 正しく使いましう

最近、水洗トイレが普及してきていますが、これに大きく貢献しているのが「浄化槽」です。しかし、多くの場合が無断で設置したり、誤った方法で使用されています。

●必ず「設置届」が必要です。

浄化槽を設置するときは、事前使用者(設置者)が届け出ることで法律で義務づけられています。家を新築して浄化槽を新設するときには、建築主事の確認を受けなければなりません。

くみ取りを水洗に改造して浄化槽を設置する場合は、保健所に届出をすることになっています。

●業者が代行してくれます。

届出には、いろいろな書類が必要で、ほとんどの場合、施工する工事店が代行してくれます。

●使用前によく説明を聞いておきましょう。

使用前には、よく説明を聞いておきましょう。浄化槽の構造や機能、使用方法を納得ゆくまで説明してもらってください。

●定期的維持管理は法律による使用者の義務です。

浄化槽が正しく機能を果し、適正な水質に浄化されているかどうか、定期的に維持管理する必要があります。

どんな浄化槽でも、一度取り付けたら一分の休みもなく、働きつづけます。しかし、その動きがいづつも正常であるとは限りません。うちの浄化槽は一生もので、何の手もかからないというような宣伝をする業者や施行者もいますが、そうではありません。

- ①汚泥の点検・調整・除去
- ②モーターなどの保守点検
- ③消毒液の補給

●専門業者と維持管理契約を

しかし、こうした作業は、設置者が自ら行なうことは不可能です。維持管理は、「浄化槽維持管理士」という資格をもった人が行なわなくてはなりません。工事店などに相談して、必ず維持管理の契約を結んでください。

契約しておけば、専門業者が定期的に点検や掃除をしてくれます。点検の結果は、そのつど記録に残しておくよう法規で定められています。

●使用上の注意

浄化槽の管理を専門業者と契約したからといって、任せきりですむものではありません。

募集



陸海空自衛官・航空学生・防衛大生・自衛隊生徒などの募集を行っています。
詳しいこと、申込は住民課へ

水田転作面積は

昨年を上回る
93.8 haに

稲作転換の終了に伴い、今年から「水田総合利用対策」が三年にわたり実施されています。これは従来の稲転と違って作目が指定されていません。しかし、永年転作を除いては、従来の転作作目がほとんど対象になっていることから、前年の実績を上回る転作結果になりました。

現地確認の結果と奨励金は表のとおりです。

○概算金千八百六十八万四千円は九月下旬に交付見込。
奨励補助金は、一般奨励作物十アール当たり四万円、特認作物（食用作物）三万五千円、同（非食用作物）三万円の区分で、転作実施面積に応じて交付されます。
交付金額は、九月下旬に半額を概算払いします。残りは、一月下旬に精算払で、農協の個人口座に振込まれます。

種 類	面 積	奨励補助金額	摘 要
大 豆	2,640 m ²	円	
飼 料 作 物	9,941		ソルゴーなど
野 菜	909,999	36,903,200	ハス75 ha・セリ10 ha トマト2 ha・その他
食 用 作 物	1,324	46,340	落花生・梅
非食用作物	13,951	418,530	たばこ・やなぎなど
合 計	937,855	37,368,070	

① 定額貯金は

替の手続を

昭和四十九年九月二十四日に定額貯金の利率が引上げられました。その前日（49・9・23）以前に預けた場合は、郵便局で手続きを

すると、昭和四十九年九月二十四日にさかのぼって預けたことになり、利息の面で有利になります。この手続（替の手続）は、貯金証書を郵便局に持参するだけです。取扱期間は、来年の一月十三日までです。早めに手続きをすませましょう。

北浦郵便局・武田郵便局・要郵便局・小貫簡易郵便局

村内野球大会

2年連続 プレターズが優勝

7月下旬から、20試合を消化して、激戦の結果、プレターズがみごと2年連続の優勝を勝ち取りました。グラウンドが一つということで、早朝や雨の中の試合とたいへんでしたが、のびのびとプレーしてくれました。下の戦績は、ブロックごとのリーグ戦の結果です。



いづろさまでした

「気軽に参加
できます」

夏の成人式

七月下旬に、津澄の婦人会のみなさんが、道路の清掃奉仕をしてくださいました。（写真上）
大変暑い中を、草刈りやアキカンなどのゴミ拾いをしてくださいました。雑草の生い繁った道路も、すっかりきれいに、気持ちよく走れます。また、何とアキカンの多かったことでしょう。車の窓からボー、なんて絶対にはいりたくない。
村では、川掃除や環境美化のための運動を、みなさんとともに進めています。お互いにきれいな環境のもとでくらしましょう。
成人式は、今年から夏に行なうことになり、その第一回目が、この八月十五日に行なわれました。金がかかるとか、着物を見ていうようだと、以前から改善の声がありました。参加した人の声を聞くと、軽装にでき、しかも参加しやすかったということでした。
盆ということ、就職している人や在学中の人の参加もということとで考慮に入れましたが、冬に比べて参加人員も減らず、好評でした。



優勝 プレターズ
準優勝 さんゆうクラブ
三位 新城小PTA
四位 北浦役場

